二　申請者が自らその卸売販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証の写し又は第百十条の三第一号から第三号までのいずれかに該当する登録販売者であることを証する書類、医薬品営業所管理者として薬剤師又は登録販売者を置く場合にあってはその者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百十条の三第一号から第三号までのいずれかに該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者とその者との関係を証する書類

三　（略）

（店舗管理者の指定）

第百二条　店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事する者でなければならない。

一　（略）

二　指定医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与する店舗（前号に掲げる店舗を除く。）　薬剤師又は次のいずれかに該当する登録販売者

イ　過去五年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）又は配置販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間（ロにおいて「従事期間」という。）が通算して二年以上の者

ロ　従事期間が通算して一年以上であって、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者

ハ　都道府県知事がイ又はロに掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

（店舗における医薬品の広告）

第百四条の六　（略）

2　（略）

3　店舗販売業者は、その店舗において取り扱う医薬品のうち、特定販売に係る医薬品について広告をする場合には、次に掲げるところにより行わなければならない。

一　インターネットを利用して広告を行うときはホームページに、その他の方法により広告を行うときは当該広告に、次に掲げる事項を見やすく表示すること。

イ　第百六条第一号に掲げる事項

ロ　許可番号

ハ　法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称及び所在地

二　（略）

二　申請者が自らその卸売販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証の写し又は第百十条の三第一号若しくは第二号に該当する登録販売者であることを証する書類、医薬品営業所管理者として薬剤師又は登録販売者を置く場合にあってはその者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百十条の三第一号若しくは第二号に該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者とその者との関係を証する書類

三　（略）

（店舗管理者の指定）

第百二条　店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事する者でなければならない。

一　（略）

二　指定医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与する店舗（前号に掲げる店舗を除く。）　薬剤師又は次のいずれかに該当する登録販売者

イ　過去五年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）又は配置販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して二年以上の者

（新設）

ロ　都道府県知事がイに掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

（店舗における医薬品の広告）

第百四条の六　（略）

2　（略）

3　店舗販売業者は、その店舗において取り扱う医薬品のうち、特定販売に係る医薬品について広告をする場合には、次に掲げるところにより行わなければならない。

一　インターネットを利用して広告を行うときはホームページに、その他の方法により広告を行うときは当該広告に、次に掲げる事項を見やすく表示すること。

イ　第百六条に掲げる事項

ロ　許可番号

ハ　法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称及び所在地

二　（略）